

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：一般事務 2 種 企画調整課多文化共生・国際室】

令和 8 年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1 人（週 3 5 時間勤務）

2 募集職種 一般事務 2 種 企画調整課多文化共生・国際室

3 業務内容

企画調整課多文化共生・国際室が指定する一般事務

- (1) 庶務業務（経理業務、文書作成業務等）
- (2) 多文化共生推進及び国際親善推進にかかる業務（各種申請受付や連絡調整、確認業務、ホームページ管理、講座・イベント等開催準備事務、国際交流員の業務補助等）（※外国語での対応有）
- (3) 電話・メール・窓口対応業務（※外国語での対応有）
- (4) パソコンを使った資料作成、データ入力業務 等

4 募集対象

- (1) 基本的なパソコンの操作が行え、ワードやエクセル、パワーポイントを用いた資料の作成が滞りなく行えること。
- (2) 実用英語技能検定（英検）2級程度の英語の語学力を有し、英語によるメール・文章の読解や日常会話レベルの英会話ができること。
- (3) 多文化共生及び国際交流の推進に关心があり、外国人を含む市民や各種団体関係者とのコミュニケーションを積極的に行うこと。
- (4) 公用車の運転が可能であること（※運転免許取得後 1 年が経過していること）。
- (5) 必要に応じて、土日祝日や夜間のイベント等にも参加可能であること。

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和 8 年 1 月 28 日（水）から令和 8 年 2 月 12 日（木）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、応募受付期間内に以下の提出書類を郵送または企画調整課多文化共生・国際室の窓口（市役所本館 2 階）への持ち込みにより提出してください。郵送の場合

は応募受付期間内必着とし、書類を送付した旨を応募受付期間内に以下の連絡先へ電話連絡してください。

【提出書類】①写真を貼付した履歴書（任意様式）

②ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

③運転免許証写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市政策調整部企画調整課多文化共生・国際室「会計年度任用職員採用担当者」まで
電話番号：077-536-5612

7 選考日時及び選考会場

令和8年2月16日（月）13時半～

大津市役所別館3階 産業観光部大会議室

※2月13日（金）までに個別に時間をお知らせします。

8 選考方法

面接試験、パソコン実技試験（ワード、エクセル）及び作文試験

※作文試験では、当日指定するテーマについて、400文字程度で文章を作成していただきます。

9 結果の発表

受験者本人宛に、2月20日頃に合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	<input checked="" type="checkbox"/> 原則あり <input type="checkbox"/> 原則なし (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 政策調整部企画調整課多文化共生・国際室
勤務地変更の可能性	1 あり ➔ () 2 なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

休暇	年次有給休暇 1年目10日（※任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日）9時～17時 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額207,875円～231,774円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.65月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。